

弁理士と税金

● 会員 正林 真之

弁理士と〇〇 Series 2

以前は、「それは、どういった職業ですか?」とか、「どのような字をお書きになるのですか?」と、自分の職業を言ったときにはよく聞かれたものであったが、最近では、そのようなことはない。これも、最近の知的財産ブームによるものであろうが、10年前と比較すると、世界が180度反転したような気がする。

そしてまた、ついでによく言われるのが「弁理士さんって、すごく儲かるんですね。」ということである。もちろんこれは、よりによって最近の知的財産ブームの中でそれに歩調を合わせるかのように公表された「所得税申告漏れ職業ワースト10」の中に「ワースト6」として弁理士がランクされたことによるものである。

これについてはあまりに誤解が多く、また、それを知らないことは、今後の実務を行うにあたって非常に危険な要素を含んでおり、かつ、善意の申告漏れを継続して発生させることにもなる、ということになりかねないので、あえてここに記しておくことにする。

「申告漏れ」の要因となる第一のものは、実は、年をまたぐ請求書である。実務に従事しておられる方ならすぐにピンと来るかもしれないが、12月にクライアントから頼まれる「予算の都合で来年に回したいので、請求書を来年の1月付けで切ってくれ。」という例のやつである。

これが実は、税務署に言わせれば「その年の利益と税金を圧縮するために、売上げの一部を翌年に回した悪質な行為」となる。こうして、クライアントからの要求に応えた善良な事務所が脱税事務所扱いされることになる。

なぜこうなるかと言えば、それは、サービス業の場合にはサービスを行った瞬間に収入が発生するとして取り扱われるためであり、弁理士の場合には、請求書発行の日に関わりなく、出願手続を行ったその瞬間に収入があったものとして取り扱われる。これについて言えば、例えば弁護士や税理士などは、いつサービスが行われたかということがあまり明確に特定できないのに対し、弁理士の場合には、オンライン等によって手続をした日時がきわめて明確に記録されてしまっているので、言い訳の仕様が無いのである。

第二のものは、特許庁への予納金である。これも、実務に従事しておられる方なら熟知されていることであるが、不足した場合には特許庁から催促が来るし、それが頻繁に出される事務所はブラックリストに載せられてしまう。であるから、このようなことがないように、大抵は、ある程度の余裕を持って予納金を納めておくのであるが、経理処理の仕方によっては、この予納金自体は経費としては落とせず、弁理士個人の財産として取り扱われる。

すなわち、事務所がまだ小さい頃には、印紙代も含めた請求額を売上金として計上し、購入した印紙を必要経費（費用）として落とすのであるが、ある程度規模が大きくなると、印紙代を抜いた手数料の部分だけを売上金として計上し、印紙代は立替金として処理する。そうして、この切り替えは、事務所の経理係が顧問税理士の指示によって、所長が知らぬ間に行われることがあり（経理係が報告する必要もない些細なことだと思っていた場合もあるし、また、所長が聞いていたとしても、何の事だかよく分からないので、忘れて

しまうというケースもある)、そうになると、処理形態は移行しているのに所長のほうが気付かず、変更前の形態と同じ感覚を持ったまま会計処理を指示してしまうということが起こる。

従って、印紙代は立替金として処理する形態になっているのに、予納に必要な特許印紙を購入したときの領収書ないしは特許庁へ納付したときの納付書をもって、それを「経費」として落としたような場合には、特に予納金がプラスの状態で年をまたぐようなときには、これも「悪質な申告漏れ」として処理されてしまうこととなる。

これらのことは、知らない弁理士が非常に多い。そして特に、「年をまたぐ請求書」などは全くの善意であるから、その行為を行うことに何の躊躇も無いので、これらが摘発されたときの金額というのは誠に巨額であり、これが弁理士がワースト6にランクされる理由である。

そして、特許事務所においては年をまたぐ請求書というのが非常に多く、また、その額が結構なものであり、それに比べれば経費の水増しなど微々たるものであるということなどは、税務署の職員も熟知しているので、税務調査の際には、大抵は、12月付発行の請求書及び1月付発行の請求書と対応する出願の出願日を調べるだけで、その他についてはあまり見ない。場合によっては、あえて見逃すことすらある。

ついでながら、年をまたいだ請求書が発行されたクライアントについても、経費計上の年が相違することになるので、何らかの追及があるのではと考えるのが普通であるが、そこに税務署が調査に行くことは無い。それは、大企業であるクライアントについては、調査労力が大きく、それを行うのが大変だからである。

今回のワースト6に伴い、弁理士会からも注意が喚起されたが、クライアントからの要求に応えるのが特許事務所の仕事である限り、特許事務所の申告漏れは摘発され続けるであろう。税務署の職員は、特許事務所にこのような「やむをえない事情」が存在することをよく知っている上に、何よりも、ノルマが課せられている彼らにとっては、クライアントと付き合いの深い特許事務所ほど美味しいカモはない。調査官は、12月と1月のところを見るだけでいとも簡単に「穴場」に辿り着き、「大漁、大漁」という顔をして、嬉しそうに帰って行く。

パテントニュース・レポート

特許・商標など知的財産権

使用料は一律免除 日米が租税条約改定で合意

日米両国政府は11日、租税条約の改定で基本合意したと正式発表した。特許、商標、著作権など知的財産権の使用料について、源泉地国（支払い側）での課税を現行の10%から一律免除とするほか、利子、配当課税も一部免除とする。日米政府は対象取引の範囲などを詰めた上で、年内の署名を目指す。新条約はそれぞれの議会での批准を経て2004年中にも発効する見通し。

同条約の改定は71年以来。本国と投資先での二重課税の負担を軽減し、日米間の投資を促進するのが狙い。源泉地国課税では、配当（原稿10～15%）は持株比率が一割以上の親子企業間を免税、利子（同10%）は一部の金融取引に限って免税とする。

日本はフランス、メキシコ、スウェーデンとの租税条約で既に配当の免税措置を導入しているが、特許などの使用料を免除するのは今回初めて。財務省は今後、米以外とも使用料の免税化を進める方針だ。

（日本工業新聞 2003.6.12 朝刊）